

平成30年度 前期選抜の選抜・評価方法

学校番号 46

千葉県立鎌ヶ谷西高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

- ・学力の向上をめざし、目標に向かって、意欲的かつ継続的に学習に取り組むことのできる生徒
- ・マナーやルールを守り、周囲と協調し、協力しあって学校生活を送ることのできる生徒
- ・部活動や生徒会役員など、特別活動に積極的に参加し、充実した高校生活を送ることのできる生徒。特に、部活動に加入し、三年間活動する意志のある生徒

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 面接	受検者5名・評価者3名の集団面接 検査時間：1グループ15分
(4) 自己表現	次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 ア 文章による自己表現 400～600字の文章で表現 実施形態：検査室で一斉に実施 検査時間：50分 イ 実技による自己表現 次の部活動実技のうち1つを選択 野球（男）・陸上競技（男女）・サッカー（男）・バスケットボール（男女）・バレーボール（男女）・ソフトテニス（男女）・硬式テニス（男女）・剣道（男女）・弓道（男女）・美術（男女）・書道（男女）・合唱（男女）・吹奏楽（男女） 実施形態：個人で発表（ただし、団体種目は、複数人数で実施） 検査時間：30分～50分

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	0点の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書 アの数値に、イ～カについて加点（上限80点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	算式1で求めた値を2倍した数値で評価する。
イ 出欠の記録	3か年皆勤及び欠席0日、10日以内である場合は加点する。（上限15点）
ウ 行動の記録	○の数により加点する。（上限10点） ○が一つもない場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録	学級活動、生徒会活動、学校行事において、特に積極的に取り組んだと認められる活動については加点する。（上限15点）
オ 部活動の記録	特に積極的に取り組んだと認められる活動、成績については加点する。（上限25点）
カ 特記事項	継続的なボランティア活動等の顕著な活動、英語・漢字・数学の各検定（3級以上）については加点する。（上限15点）
キ 総合所見	総合的に判定する際の参考とする。 記載内容に問題があると判断する場合は、審議の対象とする。

(3) 面接〔100点満点〕

3名の評価者が、次の2つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（標準に達していない）・d（問題がある）の4段階で評価し、3名の評価者の評価の組合せ（aaa～ddd）ごとに得点化する。dを含む評価の組合せが1つでもある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 中学校生活	中学校生活に意欲的に取り組んでいる。
イ 意欲・態度	明確な志望動機，入学後の目標がある。 面接の基本的な作法ができています。

(4) 自己表現〔120点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、2つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（特に優れている）・b（優れている）・c（標準的である）・d（標準に達していない）・e（問題がある）の5段階で評価し、2名の評価者の評価の組合せ（aa～ee）ごとに得点化する。eを含む評価の組合せが1つでもある場合は、審議の対象とする。

ア 文章による自己表現（文章表現）

評価項目	評価基準
(ア)形式・技術	指定された形式，字数が守られ，基本的な文章表現の技術が身についている。
(イ)内容・表現力	与えられたテーマに沿って，表現力豊かに記述ができています。

イ 実技による自己表現（部活動実技）

評価項目	評価基準
(ア)基礎能力・意欲	基礎的な能力を身につけており，意欲を持って取り組む姿勢が見られる。
(イ)技術・能力	必要とされる技術，能力を身につけている。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の成績」，「調査書の得点」，「第2日の検査（面接・自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ，各選抜資料の評価等について慎重に審議しながら，予定人員までを入学許可候補者として内定する。

＜総得点の満点の内訳＞

学力検査 の成績	調査書の得点		第2日の検査の得点		総得点
	評定（算式1）×2	加点	面接	自己表現	
500点	$(135 + \alpha - m) \times 2$ 点	80点	100点	120点	$(1070 + 2\alpha - 2m)$ 点

算式1) α ：県が定める評定合計の標準値95

m ：当該志願者の在籍する中学校の第3学年（義務教育学校にあつては，後期課程の第3学年）の評定の全学年の合計値の平均値

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には，選抜資料に加える。ただし，提出されたことにより，不利益な取扱いはいしない。
イ 入学許可候補者に内定した者のうち，隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による内定者数が，細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については，第2日の検査終了後，別途個人面談を行う。